

税の申告準備は お早めに!!



年末調整の時期になりました!

給与所得者の方へ

年末調整とは

サラリーマンなどの給与所得者にかかる所得税額は、毎月給与や賞与から天引きされています。しかし、一年間分の所得税の総額と必ずしも一致しません。このため、年間の給与総額が確定する年末に、会社へ「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出することで、その年の税額の過不足が調整されます。この年末調整により、給与所得者は確定申告をする必要がなくなりますので、忘れずに年末調整を行いましょう。



事業主(給与支払者)の方へ 給与支払報告書の提出 はお早めに!

給与支払者は、支払いを受ける人(給与所得者)の居住する市町村に、一年間に支払った給与等の明細である「給与支払報告書」を提出する義務があります。

この給与支払報告書は、住

個人住民税の 特別徴収制度について

「個人住民税の特別徴収」とは、事業主の皆さんが国税の所得税と同様に特別徴収義務者として、個人住民税を従業員に支払う給与から毎月徴収し、その従業員に代わって従業員の住所地の市町村に納入していただく制度です。

地方税法や市の条例により、従業員の個人住民税は原則として特別徴収により納めていただくことになっています。

— ご注意ください! —

特別徴収が厳格化されたことにより、総括表または給与支払報告書に次のア～カの理由が記載されていない従業員は、特別徴収となりますのでご注意ください。

- ア 総受給者が2名以下
- イ 乙欄該当者
- ウ 給与支払金額が少額
- エ 給与の支払が不定期
- オ 青色専従者
- カ 退職(退職予定)

■問い合わせ 税務課市民税担当
(内線 153 ~ 155)

事業主の方へ 償却資産の申告が必要です!

■償却資産とは

会社や個人で事業をしている方が、その事業のために用いる機械・器具・備品などの有形資産のことで、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

※償却資産を所有されている方は期限内に必ず申告をしてください。

■対象となる資産

平成27年1月1日現在で所有する償却資産
・構築物(広告塔・舗装路面・

水槽・煙突など)

・機械および装置

(製造設備など)

・車両および運搬具

(フォークリフトなど)

※自動車税、軽自動車税の課税対象は除く

・工具・器具・備品(事務機器・

各種工具など)

■申告期限

平成27年2月2日(月)

■問い合わせ・申告先

税務課固定資産税担当
(内線 156 ~ 158)